

「近江八幡市国土利用計画（第2次）」の改定に係る
パブリックコメント実施要領

近江八幡市国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、近江八幡市の区域における土地利用に関して必要な事項を定めるものです。

本市では、平成31年3月に策定した近江八幡市第1次総合計画にて掲げた将来のまちの姿の実現に向けて、本市の土地利用に関する総括的な指針として、平成31年3月に近江八幡市国土利用計画（第2次）を策定しました。

本市を取り巻く社会・経済状況の変化や、市民のライフスタイルや意識の変化等をふまえ、令和6年3月に市総合計画の中間見直しを行い、近江八幡市第1次総合計画後期基本計画を策定したことに伴い、この度、近江八幡市国土利用計画（第2次）を改定することとしました。

つきましては、市民の皆様より広くご意見やご提案をいただくため、下記の要領でパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 公表する資料

近江八幡市国土利用計画（第2次）改定版（案）

- ・計画本文
- ・現況図及び構想図

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- (4) 総合政策部企画課（近江八幡市役所本庁舎3階）
- (5) 各学区コミュニティセンター
- (6) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和8年3月17日(火)～令和8年4月16日(木) 午後5時00分 <<必着>>

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 総合政策部 企画課
- (2) ファックス 0748-32-2695
- (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp

※上記「2. 資料の公表場所」((4)を除く)では提出いただけません。

※原稿の返却はいたしません。

5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「近江八幡市国土利用計画（第2次）改定版（案）への意見」
- (2) 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。

（書式例）

近江八幡市 総合政策部 企画課 あて

件 名：「近江八幡市国土利用計画（第2次）改定版（案）への意見」

住 所：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

名 前：

電話番号：

意 見：

（項目「〇〇について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部企画課にて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんのでご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。
- ・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、議会に上程します。議会での議決をもって市の計画として最終決定し、公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 企画課

電話：0748-36-5527 ファックス：0748-32-2695

Eメール：010202@city.omihachiman.lg.jp